

## <「ダンス健康クラブ」登録のしおり>

### <ご登録の基本条件>

- ・1チーム 10人以上からご登録することが可能です。
- ・年齢は60歳以上からご登録いただけます。ただし、65歳以上をAメンバー、65歳より下をBメンバーとさせていただきます、当連盟主催のイベント時に、「Aメンバー限定」と出場枠を設けさせていただくことがありますので、ご了承くださいませ。
- ・メンバーが増えた場合はその都度、ダンス健康クラブ事務局に お申し出くださいませ。
- ・登録にあたり、費用は発生致しません。

### <ご登録いただいたら…>

- ・当連盟より、楽曲及び振り付けを無償で提供させていただきます。
- ※楽曲及び振り付けに関しましては、ダンス健康クラブにご登録いただいたチーム様限定で提供させていただきます。チームメンバー様以外への転送、共有等を固く禁じます。
- ・必要に応じて、インストラクターの派遣依頼をすることが可能です。（※費用は別途発生）
- ・当連盟が主催、後援及び関連しているイベント等にご出演をお願いすることがございます。
- ・厚生労働省 健康行政事業の活動の一環として、皆様にアンケートなどをお願いすることがございますので、ご協力の程、お願い致します。

### <お願い事項>

- ・時々、練習している様子などをスマホなどで撮影をしていただき、info@fidajapan.com まで送ってくださいませ。
- ・催しものやイベントにご出演される場合は、情報をご共有いただけますと幸甚でございます。
- ・当連盟のHP(<https://fidajapan.com/team/>)で 皆様のことをご紹介させていただきたいと思っております。掲載可能な写真（活動している様子など）とチームのプロフィールやメッセージを100～200文字でご提供くださいませ。

### <個人情報の取り扱いについて>

当連盟はご登録された方々の個人情報の重要性を認識し、適切かつ確実に保護・管理することが事業活動の必須条件と認識しております。ご登録者から提供された個人情報の利用目的は事務処理・管理、各種案内、各申請業務、連絡などの範囲内で適切に取り扱い、ご登録者の個人情報の保護に努めます。

<登録資格損失に関して> ご登録された方が次の各号に該当したと判断した場合、登録を除名させていただきます。

- ①本クラブ運営における秩序を乱したとき
- ②本クラブまたは当連盟の名誉を傷つけたとき

- ③法令に違反し、または社会通念上の一般常識やマナーに著しく欠ける行為があったとき
- ④暴力団その他反社会的な組織（暴力団とつながる企業舎弟の組織を含む）に属していることが判明したとき
- ⑤薬物を使用していることが判明したとき
- ⑥その他当連盟ご登録者としてふさわしくないと認めたとき

**<留意事項>**

**ご登録後のご活動の中で当連盟の責に帰させない事由により損害（生命、身体および財産に係るすべての損害）を被った場合、当連盟は当該損害について何等の責任も負うことができません。練習中の事故や病気、または疾患などの死亡についても責任を負えません。**

【お問合せ先】 一般社団法人日本国際ダンス連盟 FIDA JAPAN  
〒106-0031 東京都港区西麻布 3-20-16 西麻布 ANEX ビル 2 階  
電話番号：03-5786-6150 /MAIL：info@fidajapan.com